

郡山市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月19日

郡山市長 椎根健雄

郡山市規則第61号

郡山市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第1条 郡山市職員の給与に関する規則（昭和40年郡山市規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第7項の在職期間に算入する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和49年郡山市条例第40号）の適用を受ける職員</u></p> <p>(3) <u>郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年郡山市条例第63号）の適用を受ける職員</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>11～14 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 基準日に離職し、又は死亡した職員及び同日に新たに職員となった者は、条例第24条第1項のそれぞれ在職する職員に該当するものとする。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第25条 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第7項の在職期間に算入する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>11～14 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 基準日に離職し、又は死亡した職員及び同日に新たに職員となった者は、条例第24条第1項の「<u>それぞれその日在職する職員</u>」に該当するものとする。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第25条 (略)</p>

2~4 (略)

5 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、市長が定めるものとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の322.5（条例第23条第2項に規定する特定幹部職員（次号において単に「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の382.5）

(2) 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 100分の270

(3) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）

6・7 (略)

2~4 (略)

5 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、市長が定めるものとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の315（条例第23条第2項に規定する特定幹部職員（次号において単に「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の375）

(2) 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 100分の262.5

(3) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120）

6・7 (略)

第2条 郡山市職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、市長が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の318.75</u>（条例第23条第2項に規定する特定幹部職員（次号において単に「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の378.75</u>）</p> <p>(2) 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 <u>100分の266.25</u></p> <p>(3) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の102.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の122.5</u>）</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、市長が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の322.5</u>（条例第23条第2項に規定する特定幹部職員（次号において単に「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の382.5</u>）</p> <p>(2) 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 <u>100分の270</u></p> <p>(3) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の105</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）</p> <p>6・7 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の郡山市職員の給与に関する規則第25条第5項の規定は、令和7年12月1日から適用する。